



第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第1節 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上のためにその保存を図る必要が認められるものを歴史的風致形成建造物として指定する。

また、今後町として文化財の調査・研究を進め、重点区域内において歴史的価値等が明確になった建造物については、歴史的風致形成建造物の指定とともに、文化財保護法や文化財保護条例による指定又は登録、あるいは景観法による指定を検討する。

歴史的風致形成建造物については、指定された建造物そのものを保存するだけでなく、その周辺環境の保存・整備や、地域で営まれている歴史や伝統を反映した人びとの活動の継承にも努める。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る。（歴史まちづくり法第12条）

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

斑鳩町の歴史的風致形成建造物の指定基準は以下のとおりとし、以下のいずれかに該当するものを指定することができる。

- ①歴史的な意匠、技術が良好に残されているもの
- ②地域の固有性、歴史性、希少性を備えたもの
- ③歴史的な町並みの構成要素として重要なもの

なお、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが前提となる。

- ①日常的に公開されているもの、または外観等を公共の場（道路、広場等）から視覚できるもの
- ②歴史的風致形成建造物に指定することにより、保存・管理面の効果が期待されるもの
- ③所有者の同意が得られるもの

3 歴史的風致形成建造物の指定対象

斑鳩町の歴史的風致形成建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財
- ②奈良県または斑鳩町文化財保護条例に基づく県指定有形文化財・町指定文化財（建造物）
- ③斑鳩町が調査を行った歴史的建造物で町長が必要と認めたもの
- ④景観法に基づく景観重要建造物

4 歴史的風致形成建造物の候補

歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物をリストアップする。このほか、歴史的風致を形成していると認められるもので、その維持向上のために保存を図る必要がある建造物については、随時指定していく。

〈候補となる建造物のリスト〉

- ・井上家住宅（旧北畠男爵邸）（三町）
- ・安田家住宅（西里）
- ・辰巳家住宅（西里）



歴史的風致形成建造物の候補

表 7-1 歴史的風致形成建造物の候補

番号	名称	写真	建物概要	所在地 所有者	指定等 区分	関連する 歴史的風致
1	井上家住宅 (旧北畠男爵邸) ※第1期計画にて指定		主屋、蔵、離れ蔵と長屋門、土塀がある。 主屋は木造二階建、本瓦葺、明治2年(1869)頃の建築と伝わる。 長屋門は淀城の門を移築したと伝わる。	三町 個人所有	③	2-ア
2	安田家住宅		主屋は正徳5年(1715)に建て替え、以後部分改修。 木造平屋建、大和棟	西里 個人所有	③	2-イ
3	辰巳家住宅 ※第1期計画にて指定		主屋、長屋門等12棟の建物と土塀がある。 大正4年(1915)に建築。 主屋は木造二階建、入母屋造、棧瓦葺	西里 個人所有	①	2-イ

※1：「指定等区分」に記載の番号は、第1節の3に記載した建造物の種別と対応する。

※2：「関連する歴史的風致」に記載の番号は、第2章に記載した歴史的風致の番号と対応する。

第2節 歴史的風致形成建造物の管理の指針

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者等はその価値が保存・継承されるよう、それぞれの建造物の価値に基づいた適切な維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合わせて、それが有効に活用されるよう、そこで営まれている生活等への配慮や毀損の防止等に留意しながら、できる限り公開されるよう取り組む。さらに、歴史的風致形成建造物の特徴を顕著に示す意匠や形態等の保存または復原に努める。

2 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、指定対象となった個々の文化財等の保護の指針に従うことを基本とする。

①登録有形文化財

○登録有形文化財については、保存修理を基本とし、また、増築等に関しては、通常望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとする。

○公開・活用に際して、人びとの活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置などを行うものとする。

②県指定有形文化財・町指定文化財

○指定文化財については、現状維持又は、保存修理、復原を基本とし、増改築等に関しては、当該建造物の保存上、やむをえない場合を除き、原則認められない。

○現状変更等に関しては、条例等に基づき、所定の手続きを経て行うものとする。

③調査を行った歴史的建造物で町長が必要と認めたもの

○速やかにその価値に応じた適切な文化財指定・登録等の保護を図るように努める。

④景観法に基づく景観重要建造物

○景観重要建造物は、原則として、通常望見できる範囲の外観を基本に、保存修理を行い、景観的価値等の継承を図る。

○景観法に基づき、現状変更等に関しては所有者等の届出義務がある。

3 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

①所有者の管理義務

○指定を受けた建築物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じる。



②増築等の制限と届出

- 建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する30日前までに、町長に届出が必要である。
- 町長は、建造物の保全に支障を来すものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された場合、又は滅失、毀損^{きそん}その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。
- 建造物の所有者が変わったときには、新しい所有者は、町長に届出が必要である。

4 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築等の届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1項に基づき、以下の行為とする。

- 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- 奈良県文化財保護条例第4条第1項に基づく奈良県指定有形文化財（建造物）について、同条例第18条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- 斑鳩町文化財保護条例第4条第1項に基づく斑鳩町指定文化財（建造物）について、同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。

序章

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

斑鳩町歴史的風致維持向上計画（第2期）

令和6年3月18日 認定

発 行



斑鳩町
Ikaruga Town

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

問合せ

都市建設部 都市創生課 都市計画係

TEL : 0745-74-1001（代表）FAX : 0745-74-1011

